

船舶事故等調査報告書

平成22年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第167号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年11月21日 15時25分ごろ	
発生場所	山口県宇部市沖 亀ヶ瀬灯標から真方位151°8,300m付近 (概位 北緯33°50.9′ 東経131°19.8′)	
事故等調査の経過	平成21年11月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第二十五 ^{えびす} 蛭子丸、199トン 135492、株式会社山谷・有限会社蛭子海運 B 漁船 ^{りょうとく} 漁徳丸、4.7トン YG3-47178（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 甲板員、五級海技士（航海） B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷外板擦過傷 B 船首部破損	
事故等の経過	A船は、船長ほか3人が乗り組み、甲板員Aが1人で船橋当直を行って宇部市沖を愛媛県松山港に向けて約10.5ノット（kn）の速力で自動操舵により東進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、宇部市床波漁港に帰航するため約7knの速力で北進中、平成21年11月21日15時25分ごろ、A船の右舷中央部とB船の船首部とが衝突した。 A船はそのまま東進し、B船は自力で帰航した。	
気象・海象	気象：天気 薄曇り、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：うねり なし、波高 0.2～0.3m	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、宇部市沖を東進中、周囲の見張りを適切に行わなかったため、B船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、北進中、操舵室を離れて作業を行い、周囲の見張りを適切に行わなかったため、A船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、宇部市沖において、A船が東進中、B船が北進中、両船とも適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	